

外国人がレジデンストラック又は全ての国・地域からの新規入国措置を活用し 日本へ入国する場合のフロー※入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）の場合

相手国内

①在外公館での査証発給申請 （誓約書等の提出）

- ・ 在外公館での査証申請時に、日本側受入企業・団体が作成する「誓約書（写し）」を提出し、必要な防疫措置への同意を確認します。
※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- ・ 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施

②検査証明の取得等

出国前14日間は検温を実施してください。
健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

- ・ 出国前（搭乗予定航空便の出発時刻）72時間以内に検査を受検し、滞在国・地域の医療機関にて**検査証明を取得**ください。

入国

③空港での検疫・入国審査

- 【検疫】
- ・ 空港の検疫で「質問票【機内で記入したもの】」「誓約書（写し）」を提出いただきます。
 - ・ **接触確認アプリのインストール等に誓約いただいていることを確認**させていただきます。
 - ・ **検査証明（又はその写し）を持参していることを確認**します。
- 【入国審査】
- ・ **検査証明の確認・回収**をします。
 - ・ **査証の確認**をさせていただきます。
 - ・ **検疫において、アプリインストール等の誓約を確認済みであることを確認**させていただきます。

移動・待機

本邦入国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

④行動範囲限定下での活動

- 入国後14日間、公共交通機関を使わず（※）、自宅・宿泊施設等（個室、バス、トイレの個別管理ができる施設）で待機**してください。
- ・ **LINEアプリを通じた健康フォローアップを行うとともに、地図アプリ等による位置情報の保存**を行ってください。
 - ・ **接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。**
 - ・ 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストや保存された位置情報を管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

14日後

通常活動の実施

※東京空港交通、五稜バスが運行する入国者専用バス（行先ホテルの宿泊者向け）及び京成電鉄が運行する入国者専用車両（成田空港～上野間）のご利用が可能です。詳しくは[東京空港交通のHP](#)、[五稜バスのHP](#)、[京成電鉄のHP](#)をご覧ください。

日本国内